



発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店に対する休業等要請に伴う見回り等の実施について			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—
			発表場所	—
概要	<p>国の緊急事態措置期間の延長に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置として、6月20日までの間、特定措置区域内において、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店への休業及びそれ以外の飲食店への営業時間の短縮並びに感染防止対策の実施を要請しているところです。</p> <p>この要請に当たり、次のとおり、実地において感染防止対策の実施状況を確認するとともに、休業等の働きかけを行うこととしておりますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施期間 6月1日(火)～同月20日(日)</p> <p>2 対象店舗 石狩振興局管内(札幌市内を含む。)、旭川市内及び小樽市内の飲食店：約1万8,000店</p> <p>※ 食品衛生法による飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗のうち、一般の方を客として食事等を提供するもの(社会福祉施設、社員寮、コンビニのイトイン等を除く。)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 見回り・確認 委託事業者(2人1班、約90班体制)が、対象の全店舗を訪問し、次のとおり確認する(①及び②)。</p> <p>①20時前に訪問し、営業している場合は、店主等に対する聞き取り等により、道の要請内容に対する協力状況を確認する。</p> <p>②20時以降にも訪問し、外観により、営業の有無を確認する。</p> <p>(2) 道による確認 上記(1)の結果、休業又は時短に応じていただけていない店舗に対して、架電、訪問及び文書の発出により、休業等の働きかけを行う。</p>			
参考				

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 6月4日(金)17時00分から15分程度、委託事業者が「すすきの地区」を見回る様子(店舗間の移動に限ります。)を取材いただくことが可能です。取材いただける場合は、事前に下記まで御連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染予防のため、また、歩道での通行の妨げにならないよう、「1社1カメラ1ペン」への御協力をお願いします。</p> <p>○ 取材の際は、マスク着用の御協力と、発熱、咳、くしゃみ等の風邪の症状がある方は取材をお控え願います。</p>
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 主幹 村田 ダイヤル：011-206-6173 内線：38-631
-------------	--